

## 西京極総合運動公園 たけびしスタジアム京都（陸上競技場兼球技場） の利用料金一覧

### <施設利用料金>

（表中の金額の単位＝円）

区 分			全 面 利 用				個人利用 (1人・1回)
			アマチュアスポーツ		そ の 他		
			入場料を 徴収しない	入場料を 徴収する	入場料を 徴収しない	入場料を 徴収する	
平 日	午前	7:00～12:00	72,590	85,790	217,790	270,590	大人 310 (高校生以上) 回数券 3,100/11枚
		8:00～12:00	56,090	67,090	169,390	211,190	
		9:00～12:00	39,590	48,390	120,990	151,790	
	午後	13:00～17:00	53,890	64,890	161,700	202,390	
	夜間	17:30～21:00	53,890	64,890	161,700	202,390	
	全日	7:00～21:00	180,390	215,570	541,190	675,390	
		8:00～21:00	163,880	196,870	492,790	615,990	
		9:00～21:00	147,380	178,170	444,390	556,590	
	延長1時間		16,490	18,690	48,390	59,390	
	土・日・祝日	午前	7:00～12:00	96,790	113,290	287,090	
8:00～12:00			74,790	87,990	222,190	279,390	
9:00～12:00			52,790	62,690	157,290	197,990	
午後		13:00～17:00	70,390	83,590	210,090	263,990	
夜間		17:30～21:00	70,390	83,590	210,090	263,990	
全日		7:00～21:00	237,580	280,470	707,280	888,770	
		8:00～21:00	215,570	255,170	642,370	807,370	
		9:00～21:00	193,570	229,870	577,470	725,980	
延長1時間		21,990	25,290	64,890	81,390		

※個人利用については、障害のある方等への料金の免除があります。

《対象者》

- ・身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている方
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 2 条第 3 項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている方
- ・戦傷病者特別援護法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・上記対象者の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除いて、身体障害者等 1 人につき介護者は 1 人までです。）

《利用方法》

- ・各施設の窓口において、直接上記手帳を提示してください。

○付属設備を利用される場合

施設利用料金に加えて、付属設備の利用料金をお支払いただく必要があります。  
付属設備の内容及び料金については、各施設にお問い合わせください。